

大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の子育て支援として、就学前児童の成長・発達及び児童の福祉の向上を図るために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業を実施する児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた、市域内の保育所を経営する社会福祉法人等に対して、利用世帯等の費用負担の軽減を目的として交付する大阪市城東区一時保育事業補助金（以下「補助金」という。）について、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、別表第1（城東区一時保育事業実施要領）に要する次の経費（令和6年4月1日からこの要綱の施行前日までの間に、補助事業に着手した場合の費用（以下「着手済経費」という。）を含む。）とする。

- (1) 担当保育従事者の雇用に要する経費
- (2) 保育に要する給食提供、保健衛生及び事務に要する経費
- (3) 専用保育室の維持管理に要する経費
- (4) 専用保育室の設置に要する経費

2 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 基本額 別表第2（城東区一時保育事業補助基準）の(1)に定める、延べ利用児童数の区分に応じた額
- (2) 加算額 別表第2（城東区一時保育事業補助基準）の(2)に定める、世帯区分等に応じた額

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市城東区一時保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪市城東区一時保育事業実施計画書（様式第1-2号）
- (2) 大阪市城東区一時保育事業収支予算書（様式第1-3号）
- (3) 事業に従事する職員（保育士）の名簿、履歴書及び保育士証の写し
- (4) 保育室の配置図

(交付決定)

- 第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、規則第6条の規定に基づく条件を付して決定し、大阪市城東区一時保育事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、大阪市城東区一時保育事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内（申請内容の不備による訂正等に要する日数は除く。）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市城東区一時保育事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

- 第6条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に大阪市城東区一時保育事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に大阪市城東区一時保育事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。
- 2 前項の変更の規定は、着手済経費に係る交付申請について準用する。この場合において、前項中「事前」とあるのは「令和6年8月30日まで」と読み替えるものとする。
- 3 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助事業の目的及び要件等に変更の無い場合に限る。
- (1) 補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合
 - (2) 補助金の交付額に影響のない範囲で備品等の購入等の内容の変更がある場合

(3) 第2条に定める経費内で流用する場合

- 4 市長は、第1項の申請があったときは、補助事業変更が適当と認める場合は、大阪市城東区一時保育事業補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市城東区一時保育事業補助金中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により、それぞれその旨を補助事業者へ通知する。
- 5 市長は、補助事業変更が不適当と認めるときは、理由を付して、大阪市城東区一時保育事業補助金不承認通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市城東区一時保育事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(利用状況等の報告)

第11条 補助事業者は、次に定めるところにより、補助事業等の遂行に関する報告を行わなければならない。

(1) 毎月の利用状況について、補助事業を実施した月の翌月10日までに、大阪市城東区一時保育事業実施状況報告書(月報)(様式第11号)及び、一時保育事業利用状況報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(2) 当該補助事業の利用を承認した児童について、承認した月の翌月10日までに、

一時保育事業利用申請書兼承認報告書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等の遂行の指示）

第 12 条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市城東区一時保育事業補助金実績報告書（様式第 14 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、当該補助事業完了後 10 日以内、かつ、4 月 10 日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）大阪市城東区一時保育事業補助金事業報告書（様式第 14-2 号）
- （2）大阪市城東区一時保育事業補助金実績報告内訳書（様式第 14-3 号）
- （3）大阪市城東区一時保育事業利用状況（様式第 14-4 号）
- （4）収支決算書（様式第 14-5 号）
- （5）職員配置の状況及び人件費計算書
- （6）保護者徴収額一覧表
- （7）保育従事者にかかる勤務実績等（事業に従事したこと）がわかる書類

（補助金の額の確定等）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市城東区一時保育事業補助金額確定通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
- （2）補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- （3）補助金を他の用途へ使用した場合
- （4）その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市城東区一時保育事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を決定し、大阪市城東区一時保育事業補助金返還決定通知書（様式第17号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の決定があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、前1項の決定を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

（補助金の額の更正等）

第17条 第13条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第14条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助事業者へ大阪市城東区一時保育補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第18号）により通知し、補助事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第15条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（交付の条件）

第18条 補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪市に納付させることができる。

- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第19号)により市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を大阪市に納付させることがある。
- 5 その他の交付の条件については、内閣府が定める、子ども・子育て支援交付金交付要綱に定めるところによるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等(以下、「関係書類」という。)を常に整備し、第14条の通知を受けた日の属する年度の3月31日から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものである。

- (1) 第13条第2項に規定の書類
- (2) 職員(業務委託により勤務する職員を含む。)の雇用実態が分かる書類(契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等)
- (3) 一時保育事業利用申請書兼承認報告書
- (4) その他児童名簿等、補助事業の活動実績等が明確にされている書類

附 則

この要綱は平成27年6月15日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年6月9日から施行し、平成29年度以降の予算により支出する補助金について適用する。ただし、施行の日の前日までの申請期限及び関係書類の様式の規定に限り、この要綱による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

別表第1 (第2条第1項・第11条関係)

城東区一時保育事業実施要領					
目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児に伴う保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。				
事業内容	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第10項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業				
実施主体	児童福祉法第35条第4項の認可を受けた、大阪市内の保育所を運営する社会福祉法人等。 ただし、当該事業保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は補助対象としない。				
実施場所	児童福祉法第39条に規定する城東区内の保育所。 ただし、大阪市一時預かり事業の対象となっている保育施設等を除く。				
対象児童	原則として、大阪市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。 ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。 ① 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。 ② 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。 ③ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。				
利用料金	一時保育事業の利用料金は、世帯区分及び児童の年齢に応じ次のとおりとする。 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費は、別途徴収することができる。				
	世帯区分		利用料金		
			0歳児	1・2歳児	3歳児以上
	下記以外の世帯		2,700円	2,000円	1,200円
市民税非課税世帯	下記以外の世帯※1	半額免除 1,300円	半額免除 1,000円	半額免除 600円	
	ひとり親家庭・障がい児(者)のいる	全額免除 0円	全額免除 0円	全額免除 0円	

	世帯※1			
	生活保護世帯※1			
	災害避難世帯※2			
	<p>※1 大阪市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る</p> <p>※2 災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者</p> <p>(注)世帯区分及び年齢の判定は下記による。</p>			
利用時間	<p>月～金曜日(祝日・年末年始を除く)</p> <p>概ね午前9時から午後5時までとする。</p>			
実施要件	<p>① 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。</p> <p>② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。</p> <p>③ 当該保育士の数は2名を下らないこと。</p> <p>ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の保育士の支援が受けられる場合には、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1号の規定に基づき保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。</p>			
	<p>[利用児童の年齢判定]</p> <p>利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。</p> <p>[利用世帯の確認(判定)]</p> <p>次の書類により確認し、一時保育事業利用申請書兼承認報告書(様式第13号)に写しを添付すること。</p>			
世帯区分	確認(判定)書類(写し添付)			
生活保護世帯	区保健福祉センターが発行する「生活保護適用証明書」			
市民税非課税世帯	<p>4・5月の利用:各市税事務所・区役所が交付する前年度の「市民税・府民税証明書」等</p> <p>6月以降の利用:各市税事務所・区役所が交付する当年度の「市民税・府民税証明書」等</p>			
ひとり親家庭	区保健福祉センターが発行する「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療証」			
障がい児	区保健福祉センター等が発行する下記の書類			

<p>(者)のいる世帯・障がい児(者)の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・その他、市長が適切と認める書類(障がい児保育事業要件に準じる) 	
<p>大阪市以外の在住者</p>	<p>裁判員制度 従事者</p>	<p>地方裁判所から送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【裁判員従事者】と記載</p> <p>※本人の承諾が得られない場合は、呼出状の確認をもって代えることができる</p> <p>この場合は、書類確認日・確認者氏名を付記すること</p>
<p>里帰り</p>	<p>母子手帳や介護保険被保険者証の写し</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【里帰り】と記載</p>	
<p>災害避難世帯※</p>	<p>被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【災害避難者】と記載</p> <p>※やむを得ず書類を提出できない場合は、聴取をもって代えることができる。</p> <p>この場合は、聴取内容・聴取日・確認者氏名を付記すること。</p>	
<p>※災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のための地域を除く)から大阪市へ避難した者</p>		

別表第 2 (第 2 条第 2 項関係)

城東区一時保育事業補助基準			
大阪市城東区一時保育事業の補助金の額は、次の基本額と加算額の合計額とする。 なお、利用児童の年齢については、当該年度の 4 月 1 日時点の年齢とする。			
(1) 基本額			
延べ利用児童数の区分に応じた額を基本額とする。			
延べ利用児童数	基本額(年額)	延べ利用児童数	基本額(年額)
150 人未満	1,376,000 円	2,000 人以上 2,100 人未満	7,498,000 円
150 人以上 300 人未満	2,751,000 円	2,100 人以上 2,200 人未満	7,740,000 円
300 人以上 400 人未満	3,051,000 円	2,200 人以上 2,300 人未満	7,982,000 円
400 人以上 500 人未満	3,087,000 円	2,300 人以上 2,400 人未満	8,224,000 円
500 人以上 600 人未満	3,123,000 円	2,400 人以上 2,500 人未満	8,466,000 円
600 人以上 700 人未満	3,159,000 円	2,500 人以上 2,600 人未満	8,708,000 円
700 人以上 800 人未満	3,195,000 円	2,600 人以上 2,700 人未満	8,950,000 円
800 人以上 900 人未満	3,231,000 円	2,700 人以上 2,800 人未満	9,192,000 円
900 人以上 1,000 人未満	4,836,000 円	2,800 人以上 2,900 人未満	9,434,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	5,078,000 円	2,900 人以上 3,000 人未満	9,676,000 円
1,100 人以上 1,200 人未満	5,320,000 円	3,000 人以上 3,100 人未満	9,918,000 円
1,200 人以上 1,300 人未満	5,562,000 円	3,100 人以上 3,200 人未満	10,160,000 円
1,300 人以上 1,400 人未満	5,804,000 円	3,200 人以上 3,300 人未満	10,402,000 円
1,400 人以上 1,500 人未満	6,046,000 円	3,300 人以上 3,400 人未満	10,644,000 円
1,500 人以上 1,600 人未満	6,288,000 円	3,400 人以上 3,500 人未満	10,886,000 円
1,600 人以上 1,700 人未満	6,530,000 円	3,500 人以上 3,600 人未満	11,128,000 円
1,700 人以上 1,800 人未満	6,772,000 円	3,600 人以上 3,700 人未満	11,370,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	7,014,000 円	3,700 人以上 3,800 人未満	11,612,000 円
1,900 人以上 2,000 人未満	7,256,000 円	3,800 人以上 3,900 人未満	11,854,000 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎に 242,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			
年度途中から事業を開始した場合は、年額を事業実施月数で按分した額とする。			
(2) 加算額			
次の①及び②の合計額を加算額とする。			
① 世帯区分別加算額			
次の利用世帯のうち世帯区分に応じた額に当該延べ利用児数に次表の単価を乗じて得た額を世帯区分別加算額とする。			
世帯区分	利用料金		
	0 歳児	1・2 歳	3 歳児以上

		児		
市民税非課税世帯	下記以外の世帯※1	1,400円	1,000円	600円
	ひとり親家庭・ 障がい児(者)のいる世帯 ※1	2,700円	2,000円	1,200円
	生活保護世帯※1			
災害避難世帯※2				

※災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者

② 障がい児加算額

障がい児の延べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額を障がい児加算額とする。

③ 0歳児加算額

0歳児の延べ利用児童数に1,300円を乗じて得た額を0歳児加算額とする。

④ 専任保育士配置加算額

一時保育事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額1,569,000円を加算する。

ただし、加算基準日は次の初日とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。

ア 一時保育事業の担当として専任保育士を1名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと

〔様式第1号〕

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

所在地
法人名称
施設名称
代表者 職・氏名

大阪市城東区一時保育事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1)補助金の額 金 円
(2)算出の基礎 大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱に基づく

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1)事業名称 大阪市城東区一時保育事業
(2)事業目的 大阪市城東区一時保育事業実施計画書のとおり添付書類のとおり
(3)事業内容 大阪市城東区一時保育事業実施計画書のとおり添付書類のとおり

3 補助事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 添付書類

- (1)大阪市城東区一時保育事業実施計画書 (様式第1-2号)
(2)大阪市城東区一時保育事業収支予算書 (様式第1-3号)
(3)事業に従事する職員 (保育士) の名簿、履歴書及び保育士証の写し
(4)保育室の配置図

〔様式第 2 号〕

大阪市指令城保子第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市城東区一時保育事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1)補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4)市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5)事業の実施に際して入手した個人情報、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6)その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第3号〕

大城保子第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市城東区一時保育事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

〔様式第4号〕

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

所在地
法人名称
施設名称
代表者 職・氏名

大阪市城東区一時保育事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保子第 号にて通知のあった大阪市城東区一時保育事業補助金の交付決定について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日
令和 年 月 日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

所在地
法人名称
施設名称
代表者 職・氏名

大阪市城東区一時保育事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保子第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更内容

(1)変更内容

(2)変更後の事業計画

大阪市城東区一時保育事業実施計画書のとおり

(3)変更後の収支予算

大阪市城東区一時保育事業収支予算書のとおり

2 変更理由

〔様式第 6 号〕

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

所在地
法人名称
施設名称
代表者 職・氏名

大阪市城東区一時保育事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保子第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

〔様式第7号〕

大阪市指令城保字第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保字第 号にて交付決定した大阪市城東区一時保育事業変更承認申請について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

1 承認した内容

2 変更承認額 金 円

〔様式第8号〕

大阪市指令城保字第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市城東区一時保育事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

〔様式第9号〕

大城保子第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市城東区一時保育事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

(承認しない理由)

〔様式第 10 号〕

大阪市指令城保字第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保字第 号にて交付決定した大阪市城東区一時保育事業補助金について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第 14 号〕

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

所在地
法人名称
施設名称
代表者 職・氏名

大阪市城東区一時保育事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保子第 号にて補助金の交付決定を受けた補助金事業について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称 大阪市城東区一時保育事業

2 補助金の予定金額 金 円

3 その他必要事項

(1)補助金の交付決定額とその精算額

(2)補助事業の実績

4 添付書類

(1)大阪市城東区一時保育事業補助金事業報告書 (様式第 14-2 号)

(2)大阪市城東区一時保育事業補助金実績報告内訳書 (様式第 14-3 号)

(3)大阪市城東区一時保育事業利用状況 (様式第 14-4 号)

(4)収支決算書 (様式第 14-5 号)

(5)配置職員の状況及び人件費計算書

(6)保護者徴収額一覧表

(7)保育従事者にかかる勤務実績等 (事業に従事したこと) がわかる書類

〔様式第 15 号〕

大城保子第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保子第 号にて通知の交付決定した大阪市城東区一時保育事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

1 補助金の確定金額 金 円

〔様式第 16 号〕

大阪市指令城保字第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保字第 号にて交付決定した大阪市城東区一時保育事業補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

〔様式第 17 号〕

大城保子第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金返還決定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保子第 号による大阪市城東区一時保育事業補助金の取消しに伴い、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

- 1 返還決定額 金 円
- 2 返還期日 令和 年 月 日
- 3 返還方法 別添の納付書による

〔様式第 18 号〕

大城保子第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市城東区一時保育事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書

令和 年 月 日付け大城保子第 号にて確定した大阪市城東区一時保育事業補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

- | | | | | |
|---|-------|-----------|---|---|
| 1 | 更正内容 | (更正前の額) | 金 | 円 |
| | | (更正後の額) | 金 | 円 |
| | | (差額) | 金 | 円 |
| 2 | 返還決定額 | 金 | | 円 |
| 3 | 返還期日 | 令和 年 月 日 | | |
| 4 | 返還方法 | 別添の納付書による | | |

〔様式第 19 号〕

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

所在地
法人名称
施設名称
代表者 職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令城保字第 号にて交付決定を受けた大阪市城東区一時保育事業補助金について、大阪市城東区一時保育事業補助金交付要綱第 18 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 (要補助金還付額)

金 円

3 添付書類

- (1) 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し (確定申告後に修正申告等を行った場合はその修正申告の写し等)
- (2) 2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とする資料

大阪市城東区一時保育事業実施計画書

施設の 現況	施設名称											
	施設所在地	大阪市城東区										
	施設の種類	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 () 型)										
	施設長の氏名											
	認可・確認年月日	認可:	年	月	日	確認:	年	月	日			
	施設開所時間	時	分	～	時	分						
	利用定員	1号認定:	人	(3歳	人	・	4歳	人	・	5歳	人)
		2号認定:	人	(3歳	人	・	4歳	人	・	5歳	人)
3号認定:		人	(0歳	人	・	1歳	人	・	2歳	人)	
職員数	人											

補助事業目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児に伴う保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
--------	---

補助事業内容	事業担当保育士	人										
	うち、専任保育士	0人										
	予定利用定員	人/日										
	開設時間	時	分	～	時	分						
	開設日数(曜日)	週	日	(曜日～	曜日)	(ただし、祝日・年末年始を除く。)					
	事業専用保育室	名称:	事業専用保育室	面積:	m ³	(<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 既設)				
名称:			面積:	m ³	(<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 既設)					
名称:			面積:	m ³	(<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 既設)					

事業量(延児童数) 補助金算定額	合計	年齢内訳						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
利用見込児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
補助基本額	0円							
内数(利用見込児童数)	市民税非課税世帯 (ひとり親・障がい)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	市民税非課税世帯 (その他)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	生活保護世帯	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	災害避難者	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	障がい児利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	0歳児加算額	0円						
	専任保育士加算額	0						
補助金額 合計	0円							

大阪市城東区一時保育事業収支予算書

施設名称 ()

		科 目	金 額	積算基礎等 (内容別に積算を記載)	説明 (用途等を記載)	
収 入		利用料金	円			
		その他 ()	円			
		一時保育事業補助金	円			
		合 計	0 円			
支 出		保育従事者人件費	円			
	保育 実施 経費	給食材料費	円			
		保健衛生費	円			
		消耗品費	円			
		通信運搬費	円			
		保険料	円			
	保育 室設 置・ 維持 管理 経費	維持管理経費	施設賃借料	円		
			備品購入費	円		
			光熱水費	円		
		設置経費	施設契約敷金・礼金	円		
		施設改修費	円			
	合 計	0 円				

大阪市城東区一時保育事業実施状況報告書（月報）

法人名称

施設名称

(担当者氏名)

(連絡先)

(令和 年 月分)

[当月事業実施日数： 日、当月担当保育士： 人]

児童年齢	利用世帯等区分			利用児童数	延べ利用日数	利用料徴収額
0歳	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
1歳	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
2歳	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
3歳	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
4歳	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
5歳	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
合計	全利用児童			人	日	0円
	利用(加算対象内数)	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円

(注1) 利用児童内数欄は、当該月の全利用児童のうち該当する世帯等に、再掲として記載すること。

(注2) 利用児童数は、当該月に利用した児童数を計上すること。

(注3) 延べ利用日数は、当該月の延べ利用日数（利用児童数×利用日数）を計上すること。

一時保育事業利用状況報告書

施設名称()

令和 年 月分

No	児童名	性別	年齢	利用日数	区分
1		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
2		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
3		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
4		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
5		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
6		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
7		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
8		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
9		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
10		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
11		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
12		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
13		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
14		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
15		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
16		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
17		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
18		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
19		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
20		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
21		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
22		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
23		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
24		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
25		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
26		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
27		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
28		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
29		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児
30		男・女			生保・非課税・非課税(その他)・被災・障がい児

一時保育事業利用申請書兼承認報告書

令和 年 月 日

(あて先)大阪市長

現住所

申込者

(

様方)

ふりがな

氏名

自宅電話(

)

区分	氏名	利用児童との続柄	性別	年齢	生年月日	職業・学校等	
利用児童の家族状況	利用児童	(ふりがな)	本人		年 月 日		
	利用児童の世帯員						
利用開始日	令和 年 月 日から						
希望する利用日	(月・火・水・木・金)または(日間/週・月)						
希望する保育時間	時 分 ~ 時 分 (時間 分)						
利用申込理由	就労・職業訓練・就学・傷病・災害・事故・出産・看護・冠婚葬祭 その他(具体的に)						
特記事項等があれば、具体的に記入してください。							
勤務先等 緊急連絡先	父	所在地 名称 (電話)					
	母	所在地 名称 (電話)					
		所在地 名称 (電話)					

※以下、施設記入欄(施設担当者以外記入しないでください。)

上記児童について、一時保育事業の利用を承認したので報告します。

障がい児	はい ・ いいえ
世帯の状況	1生保 ・ 2非課税(ひとり親、障がい者世帯) ・ 3非課税(その他) ・ 4課税世帯

※「障がい児」・「世帯状況」に該当する場合、必ず○を記入してください。

施設名

代表者職氏名

承認期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日

【事業内容】

事業内容向上のための工夫（具体的に）

【施設環境、立地条件等について】

【カリキュラムについて（乳児、幼児別）】

【安全な室内環境・衛生面の工夫、配慮について（乳児、幼児）】

【事故の防止および事故発生時の対応、防犯・防災への備えと対応について】

【職員配置の考え方】

【職員の研修など資質向上について】

【食事の提供方法・別途徴収料金等について】

【保護者との連絡方法や意見の収集、反映方法について】

【個人情報保護等情報管理について】

【この事業を貴法人が実施したことによる効果・利点、地域との関係について】

注) 実施所在地の周辺地図と平面図を添付してください。

注) 実施施設の概略が判る写真（各1部で可）を添付してください。

大阪市城東区一時保育事業補助金実績報告内訳書

施設名称 ()

事業担当保育士	人
うち、専任保育士	0人

事業量(延児童数) 補助金算定額	合計	年齢内訳						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
利用見込児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
補助基本額	0円							
内数(利用見込児童数)	市民税非課税世帯 (ひとり親・障がい)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	市民税非課税世帯 (その他)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	生活保護世帯	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	災害避難者	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	障がい児利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	補助加算額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	0歳児加算額	0円						
	専任保育士加算額	0						
	補助金額 合計	0円						

大阪市城東区一時保育事業利用状況

施 設 名 称

児童年齢	利用世帯等区分			利用児童数	延べ利用日数	利用料徴収額
0歳	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
1歳	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
2歳	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
3歳	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
4歳	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
5歳	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	日	0円
合計	全利用児童			人	日	0円
	利用児童内数	市民税非課税世帯	下記以外	人	日	0円
			ひとり親世帯	人	日	0円
			障がい児(者)のいる世帯	人	日	0円
			生活保護世帯	人	日	0円
			災害避難者世帯	人	日	0円
			障がい児利用者	人	日	0円
			0歳児利用者	人	月	0円

(注1) 利用児童内数欄は、当該月の全利用児童のうち該当する世帯等に、再掲として記載すること。
 (注2) 利用児童数は、当該月に利用した児童数を計上すること。
 (注3) 延べ利用日数は、当該月の延べ利用日数（利用児童数×利用日数）を計上すること。

別表第 1 (第 2 条第 1 項・第 11 条関係)

城東区一時保育事業実施要領					
目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児に伴う保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。				
事業内容	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条第 10 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 7 項の規定に基づく一時預かり事業				
実施主体	児童福祉法第 35 条第 4 項の認可を受けた、大阪市内の保育所を運営する社会福祉法人等。 ただし、当該事業保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は補助対象としない。				
実施場所	児童福祉法第 39 条に規定する城東区内の保育所。 ただし、大阪市一時預かり事業の対象となっている保育施設等を除く。				
対象児童	原則として、大阪市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。 ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。 ① 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。 ② 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。 ③ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。				
利用料金	一時保育事業の利用料金は、世帯区分及び児童の年齢に応じ次のとおりとする。 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費は、別途徴収することができる。				
	世帯区分		利用料金		
			0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上
	下記以外の世帯		2,700 円	2,000 円	1,200 円
市民税非課税世帯	下記以外の世帯※ 1	半額免除 1,300 円	半額免除 1,000 円	半額免除 600 円	
	ひとり親家庭・障がい児(者)のいる	全額免除 0 円	全額免除 0 円	全額免除 0 円	

	世帯※1			
	生活保護世帯※1			
	災害避難世帯※2			
	<p>※1 大阪市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る</p> <p>※2 災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者</p> <p>(注)世帯区分及び年齢の判定は下記による。</p>			
利用時間	<p>月～金曜日(祝日・年末年始を除く)</p> <p>概ね午前9時から午後5時までとする。</p>			
実施要件	<p>① 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。</p> <p>② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。</p> <p>③ 当該保育士の数は2名を下らないこと。</p> <p>ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の保育士の支援が受けられる場合には、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1号の規定に基づき保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。</p>			
	<p>[利用児童の年齢判定]</p> <p>利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。</p> <p>[利用世帯の確認(判定)]</p> <p>次の書類により確認し、一時保育事業利用申請書兼承認報告書(様式第13号)に写しを添付すること。</p>			
世帯区分	確認(判定)書類(写し添付)			
生活保護世帯	区保健福祉センターが発行する「生活保護適用証明書」			
市民税非課税世帯	<p>4・5月の利用:各市税事務所・区役所が交付する前年度の「市民税・府民税証明書」等</p> <p>6月以降の利用:各市税事務所・区役所が交付する当年度の「市民税・府民税証明書」等</p>			
ひとり親家庭	区保健福祉センターが発行する「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療証」			
障がい児	区保健福祉センター等が発行する下記の書類			

<p>(者)のいる世帯・障がい児(者)の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・その他、市長が適切と認める書類(障がい児保育事業要件に準じる) 	
<p>大阪市以外の在住者</p>	<p>裁判員制度 従事者</p>	<p>地方裁判所から送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【裁判員従事者】と記載</p> <p>※本人の承諾が得られない場合は、呼出状の確認をもって代えることができる</p> <p>この場合は、書類確認日・確認者氏名を付記すること</p>
<p>里帰り</p>	<p>母子手帳や介護保険被保険者証の写し</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【里帰り】と記載</p>	
<p>災害避難世帯※</p>	<p>被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【災害避難者】と記載</p> <p>※やむを得ず書類を提出できない場合は、聴取をもって代えることができる。</p> <p>この場合は、聴取内容・聴取日・確認者氏名を付記すること。</p>	
<p>※災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者</p>		

別表第 2 (第 2 条第 2 項関係)

城東区一時保育事業補助基準			
大阪市城東区一時保育事業の補助金の額は、次の基本額と加算額の合計額とする。 なお、利用児童の年齢については、当該年度の 4 月 1 日時点の年齢とする。			
(1) 基本額			
延べ利用児童数の区分に応じた額を基本額とする。			
延べ利用児童数	基本額(年額)	延べ利用児童数	基本額(年額)
150 人未満	1,376,000 円	2,000 人以上 2,100 人未満	7,498,000 円
150 人以上 300 人未満	2,751,000 円	2,100 人以上 2,200 人未満	7,740,000 円
300 人以上 400 人未満	3,051,000 円	2,200 人以上 2,300 人未満	7,982,000 円
400 人以上 500 人未満	3,087,000 円	2,300 人以上 2,400 人未満	8,224,000 円
500 人以上 600 人未満	3,123,000 円	2,400 人以上 2,500 人未満	8,466,000 円
600 人以上 700 人未満	3,159,000 円	2,500 人以上 2,600 人未満	8,708,000 円
700 人以上 800 人未満	3,195,000 円	2,600 人以上 2,700 人未満	8,950,000 円
800 人以上 900 人未満	3,231,000 円	2,700 人以上 2,800 人未満	9,192,000 円
900 人以上 1,000 人未満	4,836,000 円	2,800 人以上 2,900 人未満	9,434,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	5,078,000 円	2,900 人以上 3,000 人未満	9,676,000 円
1,100 人以上 1,200 人未満	5,320,000 円	3,000 人以上 3,100 人未満	9,918,000 円
1,200 人以上 1,300 人未満	5,562,000 円	3,100 人以上 3,200 人未満	10,160,000 円
1,300 人以上 1,400 人未満	5,804,000 円	3,200 人以上 3,300 人未満	10,402,000 円
1,400 人以上 1,500 人未満	6,046,000 円	3,300 人以上 3,400 人未満	10,644,000 円
1,500 人以上 1,600 人未満	6,288,000 円	3,400 人以上 3,500 人未満	10,886,000 円
1,600 人以上 1,700 人未満	6,530,000 円	3,500 人以上 3,600 人未満	11,128,000 円
1,700 人以上 1,800 人未満	6,772,000 円	3,600 人以上 3,700 人未満	11,370,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	7,014,000 円	3,700 人以上 3,800 人未満	11,612,000 円
1,900 人以上 2,000 人未満	7,256,000 円	3,800 人以上 3,900 人未満	11,854,000 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎に 242,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			
年度途中から事業を開始した場合は、年額を事業実施月数で按分した額とする。			
(2) 加算額			
次の①及び②の合計額を加算額とする。			
① 世帯区分別加算額			
次の利用世帯のうち世帯区分に応じた額に当該延べ利用児数に次表の単価を乗じて得た額を世帯区分別加算額とする。			
世帯区分	利用料金		
	0 歳児	1・2 歳	3 歳児以上

		児		
市民税非課税世帯	下記以外の世帯※1	1,400円	1,000円	600円
	ひとり親家庭・ 障がい児(者)のいる世帯 ※1	2,700円	2,000円	1,200円
	生活保護世帯※1			
災害避難世帯※2				

※災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者

② 障がい児加算額

障がい児の延べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額を障がい児加算額とする。

③ 0歳児加算額

0歳児の延べ利用児童数に1,300円を乗じて得た額を0歳児加算額とする。

④ 専任保育士配置加算額

一時保育事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額1,569,000円を加算する。

ただし、加算基準日は次の初日とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。

ア 一時保育事業の担当として専任保育士を1名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと